

令和8年3月市議会定例会議

文教福祉常任委員会資料

議案第29号	福島市立学校条例の一部を改正する条例制定の件	〈議案書〉	88頁
議案第32号	福島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件		2～3頁
議案第33号	福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件		4頁
議案第34号	福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件		5頁
議案第54号	財産の無償譲渡の件	〈議案書〉	162頁

こども未来部

議案第32号 福島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件 【議案書94頁】

幼保企画課

1 条例(制定)の趣旨

令和8年度より乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に給付制度を創設するため、「子ども・子育て支援法」の一部が改正されたことに伴い、運営の質の確保を図るために基準条例を制定するものである。

2 条例の概要・主な内容

子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業者が従うべき運営に関する基準を定めるもの。
内閣府令を基準とし、条例を制定する。

条	概要(主な規定など)	摘要
4	○利用定員 一時間当たりの利用定員と、開所日数や時間数に合わせた1月あたりの利用定員を定める。	年齢ごとではなく、0~2歳の合計定員を定める。
5	○面談 子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行わなければならない。	長時間ではなく、限られた時間内で行う 本事業において、面談の実施によるこどもと保護者の心身状況の把握を確実に実施することで、適切な支援につなげる。
20	○事業所内部の規程 事業者が規程を定めるべき、運営に関する重要事項を具体的に規定。 【市独自規定】「個人情報の取扱いに関する事項」を規程に定めるべき事項として定める。	個人情報保護を徹底する観点から規定するもの。(保育所等と同様の取扱い)

3 条例の施行日 令和8年4月1日

参 考【乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について】

○事業内容： 保育所等の施設において、保育所等に入所していない0歳6カ月～満3歳未満のこどもに適切な遊び・生活の場を与えるとともに、こども及びその保護者の心身の状況・養育環境等を把握するための面談や、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う。就労要件を問わず、時間単位(月10時間上限)で利用可能。

○実施状況等： 令和5年度 「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」として実施
 令和6年度 「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」として実施
 令和7年度 法律上制度化(地域子ども・子育て支援事業)され、補助事業として実施
 令和8年度 法律に基づく新たな給付制度化され、本格実施

○実施事業者： 市の基準を満たし、認可を受けた事業者（保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、子育て支援センター 等）

《制度イメージ》

	0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～
		6か月以降						
就労家庭 育休家庭 など	産後 ケア (12か月 未満まで)	切れ目なく寄り添った育児支援で、 すべてのこどもの育ちを応援	保育施設					就学
就労していない 家庭など			こども誰でも通園制	教育・保育 施設				

議案第33号 福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【議案書105頁】

幼保企画課

1 条例(一部改正)の趣旨

令和8年度より乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に給付制度が創設されることに伴い、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(内閣府令)」の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものである。

2 条例改正の主な内容

乳児、幼児の区分ごとに設定されていた利用定員の区分を廃止する。

改正前	改正後
乳児(0歳)	0~2歳
幼児(1~2歳)	※区分を廃止

3 条例の施行日 令和8年4月1日

議案第34号 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 【議案書109頁】

こども家庭課

1 条例(一部改正)の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例改正の内容

母子生活支援施設に配置される職員の資質向上及び専門性の確保を図るため、施設長等の職員の任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカーを追加するもの。

職種	任用要件	
	改正前	改正後
施設長	①医師(精神保健・小児保健の経験)、②社会福祉士 ③母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者 など	①医師(精神保健・小児保健の経験)、②社会福祉士 ③母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者 ④こども家庭ソーシャルワーカー など
母子支援員	①保育士、②社会福祉士、③精神保健福祉士 など	①保育士、②社会福祉士、③精神保健福祉士 ④こども家庭ソーシャルワーカー など

※こども家庭ソーシャルワーカー

令和4年改正児童福祉法により、こども家庭福祉の実務者の専門性向上を図る専門職として新設された、こども家庭庁所管の認定資格(令和6年4月1日施行)。資格者は、こども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者であり、施設職員の資質の向上及び専門性の確保に資することから、昨年10月の国基準の改正で母子生活支援施設の職員の任用要件に追加された(令和8年3月1日施行)。

3 条例の施行日

この条例は、公布の日から施行する。